

事 業 委 員 会

平成 1 9 年 9 月 7 日 ( 金 )

## 事業委員会

日 時 平成19年9月7日(金)午前10時00分開会 - 午前11時16分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 田代委員長、岡本副委員長、鍛冶、和田、谷本、反保、小川  
辻下(正)議長、出口監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 中原、辻下(文)

出席理事者 石田町長、平副町長、松永事業部長、藏ヶ崎事業部理事、家永事業部事業課長、  
梶本事業部地域振興課長、西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長、  
鶴岡事業部事業課参事、伊吹事業部第二阪和等プロジェクト推進課参事、  
末原上下水道部長、吉田上下水道部水道課長、木下上下水道部下水道課長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

田代委員長 皆さん、おはようございます。

委員の皆さんには、本日は、当委員会にご出席賜りまして、ご苦労さまでございます。

あわせて傍聴の皆さん、傍聴、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名でございます。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、これより事業委員会を開催いたします。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話等をお持ちの方は、マナーモードにさせていただきよう、お願いいたします。

9月5日の本会議において、委員会に付託を受けました議案9件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございますか。

(「委員長一任」の声あり)

田代委員長 ありがとうございます。

机上の方は協議会の方の資料でございますので、この委員会の資料は、決算書と事業部・上下水道部で出しております事業委員会資料をご参照の上、進めたいと思います。

それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってから、お願いいたします。

議案第61号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」のうち、本委員会に付託をされた案件について、議題といたします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

梶本事業部地域振興課長 それでは、1ページをご参照ください。

平成19年度一般会計補正予算(第2次)のうち、当委員会に付託されました案件について、ご説明申し上げます。

歳入でございますが、国庫支出金、地域住宅交付金としまして4万円の補正をするものでございます。内容につきましては、既存民間建築物の耐震診断補助金に係る国制度の拡充がございました。昨年度までは、木造住宅の耐震診断への補助につきましては、府と市町村合わせまして2万5,000円の補助となっておりますが、今回の国の補助制度の

拡充に伴いまして、木造住宅の耐震補助につきましては、国が2万円、府が1万2,500円、市町村が1万2,500円となりまして、1戸当たり4万5,000円を限度することになったものでございます。

続きまして、歳出の土木費、都市計画総務費としまして4万円の増額を補正するものでございます。内容につきましては、歳入でご説明申し上げました既存民間建築物の耐震診断補助金で、国の補助の拡充により補正するものでございます。

以上でございます。

田代委員長 本件についての質疑、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。まず、反対討論の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 賛成討論の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第61号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第61号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

続いて、議案第66号「新たに生じた土地の確認の件」と議案第67号「町の区域の変更の件」の2件を一括議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 異議なしと認めます。議案第66号と議案第67号の2件については、一括議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、2件についての質疑を終了いたします。

続いて、議案第66号「新たに生じた土地の確認の件」について、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。議案第66号「新たに生じた土地の確認の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第66号は、本委員会において可決されました。

次に、議案第67号「町の区域の変更の件」について、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。議案第67号「町の区域の変更の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第67号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第72号「岬町漁業集落排水処理施設条例を制定する件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますが、担当課からの資料の補足説明を求めます。

木下上下水道部下水道課長 岬町漁業集落排水処理施設条例(案)の補足説明をさせていただきます。

委員会資料 11 ページをごらんください。

本条例に係ります使用料及び分担金について、説明させていただきます。

使用料及び分担金につきましては、料金設定に係る基本的な考えとしまして、米印で示しました 2 点で、1 つ目は、公共下水道事業と同様に、下水道財政の大原則とされております「雨水公費・污水私費の原則」に基づき検討する。2 つ目は、公共下水道の使用料及び負担金とのバランスを考慮することとしております。

次に、具体的な使用料の検討につきましては、試算 1 では、污水处理費に係る経費の 100% を使用者に負担していただいた場合の試算で、污水处理費を污水处理量で割りまして、污水处理量 1 立米当たりの単価を算出したものでございます。単価は、1 立米当たり 660 円となります。

次に、試算 2 では、現在の公共下水道料金の設定の考え方である污水处理に係る経費の一部である施設維持管理費の 100% を使用者に負担していただいた場合の試算で、処理水量 1 立米当たりの単価は 140 円となります。

次に、黒四角で示したものは、仮に現在の公共下水道使用料で使用者に負担していただいた場合で、処理水量 1 立米当たりの単価は 139 円となります。

以上のことから、施設維持管理の 100% を回収する試算 2 と、現在の公共下水道使用料で負担した場合の黒四角の単価が 140 円と 139 円とほぼ同じ単価になります。これは、小島地区での漁業集落排水処理施設におきまして、公共下水道使用料で使用者に負担していただければ、維持管理費の 100% に近い使用料収入が得られることから、上段に示しております料金設定の基本的な考え方の 2 つのうちの 1 つに、公共下水道使用料とのバランスを考慮することに基づきまして、使用料については四角の枠で示しておりますように、公共下水道使用料と同様とするもので、下水道条例の使用料の規定を準用するとしたものでございます。

裏面の 12 ページをごらんください。

このグラフは、公共下水道使用料と同様とした場合の污水处理に係る経費の内訳を示したもので、上段が支出、下段が収入に当たる財源を示したものでございます。グラフ上段の右隅に示しております施設維持管理費の 99.39% が、グラフ下段に示します施設使用料で賄えることを示しております。

次に、分担金についてですが、11 ページに戻っていただきまして、下段をごらんください。分担金につきましては、公共下水道の負担金と同様に、米印で示しておりますよう

に、町単独事業費の一部を負担していただく考えで、下段の試算に示しますように、負担割合を公共下水道と同じ5分の1で算出した場合、単位分担金は423円となり、下段の黒四角で示す現公共下水道の単位負担金420円とほぼ同じ単価となります。分担金につきましても、使用料と同様に、公共下水道の負担金とのバランスを考慮し、四角の枠で示しておりますように、公共下水道の単位負担金と同額とするもので、単位負担金を420円とするものでございます。

13ページをごらんください。

このグラフは、漁業集落排水事業の事業費の内訳を示したもので、上段のグラフは、総事業費の汚水と雨水事業の内訳を示したもので、中段のグラフは汚水事業の補助対象事業と単独事業費の内訳を示したものでございます。この単独事業費5,831万3,000円の一部を先ほど説明しました分担金で負担いただくものでございます。

下段のグラフは汚水事業の内訳を示したものでございまして、国費が50%、府費15%の補助金合計が65%となっております。

以上でございます。

田代委員長 ただいまの説明についての質疑、意見はございませんか。

和田委員 わかりにくいというか、基本的なことやけど、こういう計算は小島地区の、例えば検針ちゅうんか、これができた場合の検針とか、そういうのはどんなところなのか、その点。

木下上下水道部下水道課長 公共下水道と同じように、水道料金をあわせて徴収していただくように考えてございまして、水道課の方と、今現在、協議を進めているところでございます。

和田委員 水道と同じようにやるということは、岬町役場が検針に行くということになるわけですか。そういうふうに、今検討中ですか。

木下上下水道部下水道課長 公共下水道と同じ形で、水道課の方に頼んで、役場の方でやるという形でございます。

田代委員長 従来どおりの方法でやっていくということでしょう。

末原上下水道部長 補足させていただきます。

現在、小島地区の水道料金も役所の方で検針しておりますので、今、下水道と協議していただきますのは、水道料金から公共下水道と同じような計算の仕方で、事務委託をして、下水道料金を徴収するという事です。水道料金については、従来から役所の方で検針して徴収しております。

以上です。

田代委員長 よろしいですか。

和田委員 それと、事務委託、委託さすわけですか。今、検針に回っているというのは委託しているわけですが、そのような形になるから、業者が何か。

末原上下水道部長 現在ですね、水道料金の徴収については、個人委託という形で委託をかけております。これに関連しますが、今後、この件については、水道課の方の財政改善のためにいろいろ検討した結果は、以後、報告させていただきたいと思います。

田代委員長 それ、今検討しているというふうに理解したらええん。これから、今後検討、従来の方法からまた違った方法に検討していこうと。

末原上下水道部長 これは水道の問題として、検針方法についての検討をしているんで、下水道料金の徴収については、今考えておりますのは、公共下水道と同じように、水道メーターの検針量に基づいて、下水道使用料を徴収するというふうに考えています。

以上です。

田代委員長 よろしいですか。ほかに。

谷本委員 ちょっと条例案の方で、少し私が理解しにくいところがあるので、ちょっと教えていただきたいと思います。

第5条の「処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、第3条の規定により告示された供用を開始する日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。」とつたっていますけれども、この3年以内に改造しなかった場合はどうするのか。それと、町長の特別の理由というのは、どういうことを指して言うているのか。その2点を教えていただきたいと思います。

木下上下水道部下水道課長 3年以内にやらなければどうなるのかというお話なんですけど、基本的に、この条例で罰則は設けておりません。公共下水道を見ましても、法的には、下水道の方では罰則を設けているんですけども、全国的に罰則を適用した事例というのがないものですから、今後、3年以内にやっていただくように、根強くPRを続けていきたいと考えているところでございます。

ただし、町長が特別の理由があると認めた場合というのは、どういうケースが生まれてくるかわからないんですけども、そのときに対応できる形で条文をつけさせていただいたという状況であります。基本的には、3年以内にやっていただくということをお願いしているものでございます。

以上です。

谷本委員 町長が特別に認めるとか、それはどういうことをいうのか。

木下上下水道部下水道課長 特に定めるものはないんですけども、今後どのようなケースが生まれてくるやもしれませんので、条文をつけさせていただいているという状況でございます。ただ、3年以内に必ずやっていただけるように、こちらの方もPR等をして、進めていきたいというふうに考えております。

田代委員長 今、委員の質問は。

谷本委員 改造しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでないとうたっているからね、特別の理由というのは何に対して言うてるのかと。

田代委員長 ちょっと待って。担当の者では答えられへんのか。

末原上下水道部長 特別な理由があるというのを現在想定はしておりません。しかし、今後ですね、いろんな施設が、大きな施設が来るかもしれませんので、このようなときに条例に対応できるように、条項の中に盛り込んでいるという状況で、特別に今現在どれやという特定するものはございません。

谷本委員 今ないんやな。

石田町長 最終的に、私がどういう形で認めるかと。例えば、一例ですけども、3年を過ぎた。ただ、あともう1年でひとりになってしもたんで、息子さんがどっかに住んでいる。そこに引っ越していくんやと。あともう1年しかおれへんねんやというような、もし状況があって、私のところに相談に来られたというときなんかは、そういう方に3年以内やから、絶対せんかいというようなことは、私は言えないというような状況は出てこようかなと思っておりますので、その辺は、またいろんな状況によって対応していきたいと思っております。

以上です。

田代委員長 担当課の方へ確認1つしておきます。

委員の質問については、3年以内にきちっと改造せなならんと。もしそれができない場合については、特別、町長が認めたときと、こうなっているんやけども、要は3年以上たつて、特別ないろんな問題が起きたときのために、この条項を設けておきますということで、そういうふうに理解していいんかな。

木下上下水道部下水道課長 はい。

田代委員長 そういうことみたいなんで、そういうふうに確認をしておきます。

ほかにございせんか。

反保委員 同じく関連ですけど。トイレというのは、あれですか、公衆トイレですか、その場所の。それとも家庭に限られていますか。

田代委員長 小島集落についての。

末原上下水道部長 くみ取り便所といいますのは、一般家庭を想定しております。当然のこと、漁業集落排水の区域にある公衆便所も対象になります。

鍛冶委員 2点ほど教えてもらいたいんですけども。

まず、11ページの試算1で、処理水量の2万6,940立米、これはどこからきているのかということ、戻りまして、9ページの24条、過料というのがありますね。これは今現在、淡輪とか深日とか、公共下水ありますけども、今までに、こういうことで過料で請求した実績があるかどうか、この2点を教えてほしいんです。

木下上下水道部下水道課長 処理水量につきましては、小島地区で、施設の使用料を計算しまして、トータルしたものでございます。内容としましては、現施設であります住宅とか集会所とか、あとは、埋め立てをして、今後、整備を進めていきます漁業関連施設などの施設の利用をカウントしまして、2万6,940立方メートルということでございます。

それと、もう1点目の過料の件ですが、現在、今までで過料を科したことはございません。

鍛冶委員 過料の件はわかりました。変なことをしてないということでもわかりましたけども。

今の処理水量、今現在の小島地区でのあれを累積されたあれだと思うんですけども。もし、これが人口が減った場合なんかはどうなるのかな。単価がまた上がるということになるんですか。

木下上下水道部下水道課長 人口につきましては、計画段階の将来人口推計も行っておりまして、小島地区では、ふえも減りもしない、一定の状況で推移するというのも見えておりますので、基本的には、これより下がることはないというふうには考えています。

それと、今、海釣り公園等も近接したところでやっておりますし、釣り客も結構ございますし、港の方も客も多いので、減ることはないかなというふうには考えております。

鍛冶委員 そこまで計算してやっているということですね。わかりました。

田代委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第72号「岬町漁業集落排水処理施設条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第72号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第74号「岬町基金条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 それでは、質疑、意見ございませんか。

鍛冶委員 ちょっと教えてもらいたいんですけど。16ページ、前に教えてもらったんですけども、海釣り公園管理基金とありますね。これは収益の何%かもらっていたんですね。それをずっと積み立てて、将来の大改修のときの費用ですね。この辺、資料、帰ればあるんですけども、大体この辺の目安教えてもらいたいんですけども。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 今回、基金に積み立てますのは、施設整備負担金として、指定管理者が町に支払っていただく予定の500万円を海釣り公園の施設完了後、毎年、基金に積み立てていきたいと考えております。

鍛冶委員 毎年500万円。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 毎年500万です。

鍛冶委員 収益出た場合はということですね。収益出んかったらどないなの。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 この500万円につきましては、収益の有無に関係なく出していただく予定をしております。ただし、運営の状況等によりましては、指定管理者の方とも協議しながら、この基金の町に支払う経費については協議をさせていただくという条項を募集要項に入れさせていただいております。

なお、この500万円については、施設整備完了後ということで考えておまして、1

9年度、20年度につきましては、まだ施設がすべて完成をいたしておりませんので、全員協議会の場でご報告をさせていただきましたが、純収益の2分の1をこの期間につきましては、町に対してお支払いをいただくという考え方であります。

ですので、この500万円については、施設がすべて完了した後、平成21年度以降、町に対してお支払いをいただくという考え方であります。

鍛冶委員 わかりました。確認のためなんですけども、21年以降ということなんですけども、これは将来の大改修等に使うということであると思うんですけども。それと、前に言ったことがあるんですけども、もしも21年以降で損失になった場合には、町と指定管理者と相談しながら、何とか補正するということに聞いたと思うんですけども、その辺どうやったですかね。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 基本的には、この基金に積み立てる経費につきましては、大規模修繕及びこの施設を町の観光拠点として魅力を発信していくような事業、例えばPRとか、この場でイベントをするような事業に対して基金を活用する考え方であります。赤字に対する補てんという性格では、この基金を活用する予定はございません。

鍛冶委員 最後ですけども。ということは、21年以降、運営していったら、赤字であっても500万はお支払いいただくと。それは補てんしないということではないんですね。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 赤字に対する補てんというのは、現時点では考えておりません。なお、運営上、経営状況が悪くなった。例えば、台風等の状況によって、一部施設を閉めざるを得なくなって、来場者数が極端に落ちるとか、それぞれケース・バイ・ケースがあるかと思います。その経営の状況については、そのときに協議をさせていただいて、その年については、例えば、500万円については200万円にするとか、そういうふうな協議というのはさせていただけると考えております。

田代委員長 ほかに。

和田委員 ええ話聞いたなど。500万円、基金の話あるんですけど。この件については協定書、いろいろのことが起きてくると思うので、協定書はちゃんと結んでやっていただけるのかな。この点についてお聞きしたいと思います。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 指定管理者と、運営に入る前に、町との間で協定書を締結させていただきます。ただ、今現在、協定書の締結に向けて、指定管理者との協議を進めているところです。例えば、海上保安庁から安全管理の体制等の指導もいただいておりますので、そういう関係機関との調整ができ次第、9月中には協定書を締結する予定でお

ります。

田代委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第74号「岬町基金条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第74号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第79号「平成18年度岬町一般会計決算認定の件」のうち本委員会に付託されました案件を議題といたします。

本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

別紙委員会資料の17ページ、18ページをごらんください。

歳入についての質疑、意見はございませんか。前日に資料をお渡ししていますので、よく検討していただいていると思いますので、ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、歳入についての質疑を終了いたします。

続いて、歳出に入ります。当委員会の所管にかかわる事項について、審査をいたします。

まず、総務費に入ります。決算書47ページから48ページの企画費のうち、第二阪和等プロジェクト推進課に係るものをごらんください。

和田委員 47ページの普通旅費と特別旅費、半分ぐらい不用額となって、これ、どういうわけで、出張もなかったんかどうかということ。普通旅費と特別旅費というのはどういう意味になる

んか、お願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 企画費の特別旅費につきましては、第二阪和等プロジェクト推進課分といたしましては、企業誘致活動等に対しまして、東京等への出張経費を支出いたしております。特別旅費の考え方につきましては、管外、基本的には近畿圏よりも外に行く場合には、基本的には特別旅費という形で取り扱いをしているところでございます。

以上です。

田代委員長 不用額が何でこんなに大きく出たのかということです。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 不用額につきましては、多目的公園の企業誘致等における企業との交渉とか、それから、新たな企業募集等の活動に対して、当初、特別旅費を計上させていただいていたところでございますが、昨年の企業誘致につきましては、11月に企業募集をして、決定するという時間的な遅れがございました。その結果、企業との交渉の回数もその分減ったということから、不用額が計上されたものでございます。

田代委員長 ほかに。総務関係よろしいですか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、総務費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。決算書の79ページの環境衛生費のうち下水道課に係るものをごらんください。負担金、補助及び交付金という欄、節の19。ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、衛生費の質疑を終わります。

続いて、農林水産業費に入ります。決算書87ページから91ページをごらんください。鍛冶委員 89ページの有害鳥獣駆除業務委託料ということで、81万4,000円計上されていきますけども、これは、やはり効果があると思うんですけども、今現在、これだけつけて効果ありますけども、それ以外の、まだ害の方はどうですか。これで満足かどうか、その辺のこと。

梶本事業部地域振興課長 今回、81万4,000円につきましては、有害鳥獣の協議会へ委託しておりますけども、効果としましては、18年度は、イノシシが116頭、捕らえていただいております。それとアライグマ46頭という実績がございます。

その中で、17年度から言いましても、この協議会へ委託することによりまして、農作物の被害、かなり減少しているように思っております。

また、淡輪地区、特に、現在、かなりイノシシの出没が減りまして、今現在、多奈川地区の方でかなり被害が出ておりますけども、協議会の方で柵を鋭意設置しまして、被害の少なくなるように努めております。

以上でございます。

田代委員長 ほかに。

谷本委員 はっきり私知りませんので、あれですけどね。アライグマというのは、勝手に捕獲して殺したりしたらいかんのかな。それ、ちょっと1点お聞きしたい。

梶本事業部地域振興課長 19年4月1日から、有害鳥獣、今までは、アライグマ、勝手に捕獲できませんでしたが、講習等、簡単な説明等を受けた人間であれば、免許等資格なしにアライグマを捕まえるということはできます。それで、アライグマの捕獲器等も貸し出しまして、住民さんの方で捕獲をしていただきまして、処分につきましては、協議会の方で処分をしていただいているというふうな現状でございます。

谷本委員 今、有害鳥獣というのは、イノシシとアライグマだけですか。ほかにないんですか。

梶本事業部地域振興課長 このイノシシとアライグマだけでございます。

田代委員長 ほかにございませんか。

谷本委員 もう1点。91ページの負担金、補助及び交付金のところの築いそ事業補助金というのは、これは場所どこですか。

梶本事業部地域振興課長 この築いそ事業の補助金の場所でございますが、18年度につきましては、谷川漁業組合の方がこの築いそ事業の事業主体でございまして、この漁港エリア内に築いそ、規模としまして、自然石600キロから1,000キロ程度の自然石を投石しまして、新たな魚礁をつくっているという事業でございます。

以上でございます。

田代委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、農林水産業費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。決算書の91ページから94ページをごらんください。  
質疑、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、商工費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。決算書94ページから102ページをごらんください。

質疑、意見ございませんか。

鍛冶委員 96ページの道路橋りょう総務費のうちの11需用費、光熱水費、主な支出、どうい  
もんですか。書いているとおりですけども、どういうところがあるんですか。

家永事業部事業課長 今のご質問にお答えします。

この光熱水費につきましては、町が管理している街灯の電気代の費用になっています。

以上でございます。

鍛冶委員 水費は、光熱水費の科目やから水費と書いているわけですか。わかりました。

田代委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、土木費の質疑を終わります。

続いて、災害復旧費に入ります。決算書の122ページをごらんください。

質疑、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、一般会計、歳出の質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

議案第79号「平成18年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託され  
た案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第79号のうち本委員会に付託された案件は、認  
定されました。

続いて、議案第83号「平成18年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」を議題と  
いたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思  
います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、決算書167ページから179ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

鍛冶委員 172ページの一番下の欄ですけども、淡輪中継ポンプ場維持管理受託事業収入、これは収入ですか。

田代委員長 収入です。

鍛冶委員 わかりました。済みません。間違えました。

田代委員長 ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、本件に対する質疑は、これで終了いたします。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。議案第83号「平成18年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第83号は、本委員会において認定されました。

続いて、議案第84号「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 それでは、決算書の180ページから187ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、本件に対する質疑は、これで終了いたします。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第84号「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第84号は、本委員会において認定されました。

続いて、議案第92号「平成18年度岬町水道事業会計決算認定の件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 それでは、決算書289ページから321ページをごらんください。

質疑、意見を受けます。ございませんか。

鍛冶委員 水道料金の未収金は、どこに書いておりますかね。

吉田上下水道部水道課長 300ページの流動資産(2)の未収金というところですね。

鍛冶委員 1億9,100万ですか。2の流動資産の(2)の未収金1億9,100万円がおりますね。このうち入る予定、確定しているものは。

吉田上下水道部水道課長 1億9,101万5,000円となっております。これは、過去から18年度末までの累積の未収金でございます。そのうち18年度中に行いました下水道関連事業による負担金、この分が19年度当初に入ってまいっております。それが4,525万4,000円であります。それを差し引きますと1億4,576万1,000円となっております。

またさらに、その1億4,576万1,000円の中には、水道料金の3月分、これは19年4月の納期となります。それが3,678万8,000円、これも含まれております。それを除きました実質的な料金の未収金は1億897万3,000円ということでございます。

鍛冶委員 今の最終の1億897万3,000円ですか、そのうちで収入予定は、どんなもんですか。全然入らないと考えるんですか。

吉田上下水道部水道課長 過年度分につきましても、その年度、その年度で若干は収入は入っております。ただ、幾らという確定した額は、現時点ではつかめません。これは、その年度の最終で、過年度分幾ら収入できたということになるかと思えます。

鍛冶委員 前にも再質問させてもらいましたけども、いわゆる何年からのあれですかね。20年ぐらいですか。

吉田上下水道部水道課長 この累積は昭和59年から18年度末までの分でございます。

鍛冶委員 ということで、約23年になっとるんですね。前も一般質問したんですけども、これ、町長、いろいろ事情あるんでしょうけども。前々からのそういうのが、そういうのは多分にようけあると思うんですよ。これ、とりあえずは落とさないと思うんですけども、その辺の状況をよく把握して、これは、いわゆる欠損やったら欠損で落とすんですが、町の決算ではいろいろありますからね、その辺の関連、私は簡単に言うけども、落とせるもんなら調製して、新たに管理しやすいふうにもっていかなことには、前々からあるんだから、あるんだからということで、何かのカモフラージュいうんか、今、担当がどンドンしたというんじゃないくて、過去からのあれがありますんで、その辺、整理できないものかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

石田町長 確かに、鍛冶委員のおっしゃるところ、よくわかるんですけども。ただ、これは公営企業会計の独特といいますか、非常に難しい会計処理のもんで、要するに未収金も、1つは財産という形で、これを一気に全部損金処理してしまうということが、ちょっと不可能な、不可能と言ってしまふとおかしいんですけども、非常に困難な状況がございますので、その辺は期間をかけてでも徐々にというところしか、とりあえず、現在できないという状況でございますので、その辺ご理解賜りたいなと思っております。

以上です。

鍛冶委員 できるだけ一気にできるようにしてもらいたいと思うんですけど。それはお任せします。

この間、小川議員が一般質問されていまして、公平性ということで、未納者というのは、云々という話がありましたけども、そのときに答弁の中で、ちゃんともらえるようにしますというのがあるんですね。それが3月分とは別に、どれぐらいあるのかな。

田代委員長 吉田課長、今、関連やけども、例えば、単年度単年度でいけば、どのぐらいの、いわば未収金とか滞納金あるんで、それ、ちょっとまず先説明して。

吉田上下水道部水道課長 18年度におきましては、単年度で557万1,000円の未収金がございます。

鍛冶委員 557万1,000円、これは必ず入ってくるものは必要やけどね。これが請求すれば入ってくる予定ですか。それとも、このうちの半分ぐらいは、同じように累積赤字を積んでいくようになるのか、その辺の状況はどういうぐあいになっているの。

吉田上下水道部水道課長 この分につきましては、督促状を発しまして、その督促状によって納付を促していくという形をとっていきます。

今後は、督促状だけでまだ未納のままの状態が続きますと、さらに給水の停止等も視野に入れて、催促をしていかざるを得ないなと、そういうふうに考えています。

岡本副委員長 今の吉田課長の説明やけど、件数でどのぐらいあるのか。例えば、1個人で何件あったとか、1法人で何件とか、そういうのをちょっと詳しく説明してほしい。

吉田上下水道部水道課長 今、手元では4月分から1月までの10カ月分、それを手元に持ち合わせております。その件数でいきますと、これはお一人の方、1件ということではなく、お一人の方、10カ月でしたら10件という考え方なんですけど、調定件数はその10カ月間で8万3,227件、そのうち収入の件数としましては7万9,462件です。3,765件が未収になっているという形でございます。

鍛冶委員 関連で。要望として、お願いしたいんですけども。水道料金を未納しているということで、不公平があるというような声が聞こえるんですね。私も、詳しい実態、まず、こういうのが気になるんですけども、水道料金自体いろいろ事情があって、払わんでいいところもあるかどうか知りませんが、そういうことも含めて、水道料金を払わん人がおるとかというような話聞くんですね。これはおそらくおられるんですけども、そういうことのないように未収料金は督促していただいて、極力単年度でする分は単年度で回収するように、それ要望しておきます。

以上です。

田代委員長 要望ですね。

小川委員 鍛冶委員の質問で、町長のお答えなんですけども、昭和59年から平成18年の未収入金が、総グロスで1億8,000万強、1億9,000万弱、これも未収入金というのは、ある意味、入ってくれば財産、財産としての分野として帳簿上残っている。それは大変公営事業でも民間企業でも、よくわかる話なんですけども。

1つ質問なんですけども。昭和59年から平成18年までの間、約23年間、これは確かに財産やという答弁はよくわかりますけども、公共料金に対して請求しているわけですよ。これ、法律で聞き及んだところなんですけども、時効というのはあるのかな。ちょっと

お願いします。

吉田上下水道部水道課長 水道料金につきましては、納期から2年間請求できる。それ以降につきましては、時効という最高裁の判例が出ております。

小川委員 ということは、今、平成19年9月ですよってに、17年の9月以前の分は請求権ないということですね。

吉田上下水道部水道課長 請求権ということにおきましては、そのとおりだと思います。ただ、時効というふうに、相手方から申し出ておられないケースがあります。その分については、請求する権利としては時効は消滅しておりますけれども、相手方から、後に気づかれて、その分、未納になった分を納めるというようなことがあれば、こちらの方で収納するという事です。援用がありましたら、その時点で消滅する、そういうふうに考えております。

小川委員 よくわかりました。

田代委員長 今の関連で、私の方から、ちょっと町長の方に確認したいんですけど。これ、これだけの累積を今後どのような形で、ある一定の期間は、今の法律論でいけば、2年以上たったら時効ということになり、請求権がなくなってくると。ただ、納入を待つしか仕方ないとなれば、どこかで線を引いていかないかと思うんです。その点について、町長、これについてはどのような、今後、対応策を考えておるのか、ちょっとお聞きしたいんです。

石田町長 まず、先ほどから出ている現年の分ですね。現年の分を次に繰り越していかないと、これが、まず第1点でございます。したがって、まず現年度の分の未納の分、これに関しましては、給水停止も視野に入れた形で、まずきっちりその年で処理していくと、まず、これが大原則でございます。その後、未収になっている部分、これも確かに時効はあるんですけども、ただ非常にいろんな方の中には、気がついてなかったと。そんなもん、やはり水道料金等は払わないかんとという方がおられれば、これは時効に関係なくちょうだいしていくという形で、この未収の部分をできるだけいただけるような形、これをやっていく必要があるし、そしてまた、その中でどうしても既に過去二十数年の中で、所在も不明あるいは身内もだれもないということに関しましては、できる範囲内で損金処理をしていくという形もして、最終的にはきれいな形に近づけていきたいという形で臨んでいけると思っております。

以上です。

田代委員長 ほかにございませんか。

岡本副委員長 勉強不足で、まことに恥ずかしいんですけども。水道料金について、例えば、生活保

護家庭とか母子家庭とか高齢者の家庭とか、これは優遇はないんですか。

吉田上下水道部水道課長 水道料金につきましては、例えば、生活保護世帯の一部免除とか全面免除とか、そういう形での取り扱いはございません。

岡本副委員長 要望ですけどね。例えば、大阪市なんかやったら、65歳以上は一律1,500円とか、生活保護家庭は何ぼやとか、そういう優遇措置があるわけ。水道会計、厳しい中で、そういう要望出したらいかんねんけども、結局、高いから払えんという考え方もあると思うんや。そういう中で、やっぱりそういう優遇制度、ちょっと考えたらええんちがうかなと。これは僕の要望として。

田代委員長 要望やけども、可能か、その辺ちょっと確認してから要望してください。

末原上下水道部長 この件につきましては、老人のひとり世帯という想定もございませう。前々回の料金改定の際に、最低の使用量8立米までを6立米というところまで下げて、そのあたりについては水道料金が低くなるような形で、既にひとり世帯の方については安い価格で料金設定を行っております。その経過も踏まえまして、今後、一定免除、65歳とか、そういうことは、今の財政上非常に困難であると考えております。この辺は未収金の面も含めて、水道財政全体を見直した上で回答したいんですが、今、現課として考えておりますのは、ちょっと可能性が低いなと思っております。

以上です。

岡本副委員長 ある例やねんけど、うちの近くで、8立米から6立米になったと。それでも、なおかつ6立米を使わないと。岡本さん、田んぼへ水やるんやったら、これ使いなと。そういうケースもあるわけやからね、やっぱりそこらあたりも考えて、もうちょっと考慮してやる方が、結局、6立米、うちは2立米か何か知らんけど、そんなに使とらへんから、岡本さん、畑へやっってくださいよというような例もあるわけよ、現実に。だから、そこらあたりも考慮して考えていただきたいなと、このように思います。

末原上下水道部長 その件は、6立米以下の方もございませうので、次回、料金改定の際に、また議論の対象として考慮していきたいと思っております。

以上です。

田代委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、本件に対する質疑は、これで終了いたします。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。議案第92号「平成18年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第92号は、本委員会において認定されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案9件については、すべて議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

これで事業委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前11時16分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年9月7日

岬町議会

委 員 長 田 代 堯